

令和5年第6回川場村議会定例会会議録第1号

令和5年11月30日（木曜日）

議事日程 第1号

令和5年11月30日（木曜日）午前 9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番・5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第63号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第64号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第10 議案第65号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第66号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第67号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第68号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第14 議案第69号 川場村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
- 日程第15 議案第70号 川場村下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第16 議案第71号 川場村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
- 日程第17 議案第72号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例及び川場村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第18 議案第73号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村第2工区造成工事）
- 日程第19 議案第74号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事）
- 日程第20 議案第75号 工事請負契約の締結について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）
- 日程第21 議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和5年第6回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和5年第6回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、年末を控え公私とも誠にご多忙のところご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、条例の制定、一部改正、一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望するとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第6回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを、心から御礼を申し上げる次第であります。また、大変お忙しい中、多くの皆さんに傍聴いただきまして、心から感謝を申し上げるところでございます。

先月29日に行われました新庁舎落成式に当たっては、議員各位のご臨席を賜り、盛大にかつ成功裏のうちに式典が開催できましたことに御礼を申し上げます。二階俊博先生をはじめとする国会議員の先生方、保坂世田谷区長、利根沼田の首長及び議長、各種委員会の委員の皆様、そして関係者の皆様等、総勢250名の来賓をお迎えして、式典は晴天の下に行われ、小中学生代表の未来へのメッセージや川場キッズの演奏は、明るい未来の川場を明示したものでありました。この整備された一帯を川場ベースと名づけ、これからの地域づくりの拠点とすべく、村民の安心安全な生活に活用してまいります。

本定例会は、新庁舎で開催される初めての定例会となります。川場村議会の新たな一歩でもありますので、議員各位には、この議場をはじめ、川場ベースを有効に活用していただき、議員活動に邁進していただきたいと存じます。

川場小金管バンド「川場キッズ」であります。西関東大会で金賞となり、西関東を代表して全日本小学校バンドフェスティバルへ参加をいたしました。今月の18日、大阪城ホールで開催された全国大会では、日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、銀賞を受賞することができました。12年連続の全国大会出場であり、児童や保護者、また応援をくださいました村民とともに喜びをともにしたとこ

ろであります。また、議長、総務文教常任委員長、教育委員の皆様には、遠路応援に駆けつけていただきましたことに心より感謝を申し上げます。子供たちには、この経験を糧に、さらなる活躍が期待されるところであります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の制定6件、条例の一部改正4件、条例の廃止2件、一般会計補正予算1件、その他4件の合わせて17件であります。いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時05分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第6回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番細谷議員、5番角田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月5日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月5日までの6日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中、産業振興常任委員会、総務文教常任委員会から調査のため委員派遣承認の要求があり、お手元に配付した承認一覧表のとおり承認いたしました。

なお、10月12日から13日に行われた産業振興常任委員会の行政視察及び10月19日から20日に行われた総務文教常任委員会の行政視察について、各委員から議長宛てに派遣成果報告書が提

出されましたので、その写しをお手元に配付しましたので御覧ください。

9月28日付で、教育委員会教育長から議長宛てに令和4年度川場村教育委員会事業点検評価報告書の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりですので、ご承知お願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 受理番号5番、6番を総務文教常任委員会に付託いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

役場新庁舎が完成し、新議場において初の定例会が開催され、この場で一般質問をさせていただきますことを光栄に存じます。

それでは、通告により質問をさせていただきます。

最初に、人口減少率を低く抑えるための定住移住対策についてお伺いします。

人口減少問題は、全国の大部分の市町村が抱えている重要課題であります。群馬県の人口も200万人を割り、上毛かるたの読み札も変更になるとのことです。

川場村においても、住民基本台帳の人口は令和5年10月末で3,071人、10年前の平成25年10月末では3,514人、10年間で443人の減、率にして12.6%の減少であります。このような状況において、村では、人口減少緩和対策として、子育て支援事業、谷地の住宅造成地の土地購入補助やアパートの家賃助成補助、移住支援事業などの多くの事業を行ってまいりました。今までの事業効果及び成果についてお伺いしたいと思います。

さらに、今後も人口の減少が予想されますが、若い方が定住移住するためには住居の確保と働く場所の提供が重要であると考えられます。特に、定住移住のための住居確保をどのように考えているのか。村営住宅や、既に村内に多く存在している空き家の再利用も考えていかなければならないと思いますが、これらについての考え方や方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初のご質問の、これまでの人口減少抑止策とその事業効果と効果についてでございますが、川場村の人口について、現在の状況を申し上げますと、令和2年の国勢調査では、川場村の人口は3,480人であります。これは、平成27年の前回の調査と比較をすると、167人減少しておりまして、4.6%の減少率となります。また、65歳以上の高齢者が占める割合は全体の45%であります。千木良議員がご指摘するとおり、川場村においても人口減少は大きな課題の一つであります。

これまで村が行ってきました人口減少緩和対策の事業効果と成果についてでございますが、若者世代の村内定住施策として、ニュータウン川場分譲地販売事業及び分譲地取得に当たっての補助金交付事業を行いました。全11区画を販売し、43名が新たに定住いたしました。この補助事業では、購入者の年齢、子供の人数によって補助金金額が算出されましたが、総額2,860万円の補助を行いました。特に若者定住を推奨したことで、僅かではありますが、高齢化率の抑制にもつながる事業となりました。

同じニュータウン川場エリアの中には、民間の戸建て賃貸住宅4棟、ワンルーム賃貸アパート10部屋もありまして、いずれも1万5,000円を上限として、家賃の25%の助成を行っております。

また、子育て世代の生活を支援するための子育て支援事業や、高校生までの医療費を無料にする福祉医療制度の実施などを行いまして、子育てや生活支援を充実することで定住を促し、人口減少の抑制に努めているところでございます。

2つ目のご質問の、若者定住のための住居確保と空き家の再利用等についてでございますが、まずニュータウン川場に続く宅地分譲事業につきましては、その需要と必要性を強く感じているところでございまして、未利用の村有地を候補地として検討しているところでございます。通学や生活の利便性等、地理的条件や宅地分譲のための造成費及び補助事業をしての財源等、諸条件を鑑みながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

空き家を利用した住居確保につきましては、かつて本村におきましても空き家バンクというものを立ち上げることがありましたが、情報不足などの原因により、機能しないまま立ち消えとなってしまった経緯がございます。本年度の事業といたしまして、改めて空き家の調査に着手しております。過日、回覧にて空き家候補の状況確認のための現地調査の協力についてお知らせをしたところでございますが、12月中旬までに、調査員が空き家と思われる住宅を現地調査いたしまして、その住宅に

ついでに今後の利活用について、所有者宛て意向調査を、今年度中に実施をする予定になっております。意向調査の結果を踏まえまして、売却や貸出しが可能な住宅に関しては、村のホームページや移住支援サイトに掲載するなど、情報を発信していきたいと考えております。この移住支援サイトにつきましても、川場村独自のサイトを立ち上げるべく、本年度準備を進めているところでございます。先ほどの空き家情報をはじめ、村内の就職情報や各種子育て定住支援策など、主に若者世帯や村出身の世帯をターゲットに紹介、発信をするウェブサイトにしていく予定であります。

さらに、来年3月には、移住をテーマにしたリアルイベントを計画しております。移住を考えている方や、村出身で村外に居住をされている方などにもたくさん参加をしていただき、村の魅力や生活環境、あるいは子育て支援策、開校予定の川場学園などを紹介しながら、移住相談会なども開いていくという内容で考えております。

人口減少対策は、全国の多くの自治体が抱える課題であります。特に規模の小さい川場村のような自治体にとっては、村の存亡に関わるものでありますので、今後も村の重要施策として取り組んでまいり所存であります。議員各位にもご理解とご協力を切にお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

谷地のニュータウンの造成、住宅造成地の事業等がかなりの効果を現わしているということでございます。また、今年度より空き家の状況確認のための現地調査、これが12月中旬までに行われるとのことでございますが、村内の空き家の状況を把握する上で非常に大切なことであろうかと思っております。住宅環境の整備として、定期的に村内の空き家の状況及び空き家を提供できる家主を把握し、転入希望者に案内できる体制を整えていく、こういうことが重要であろうかと思っております。個々の住宅所有者に文書で呼びかけることや、相談者に企画提案できる仲介業者や組織などをつくって検討していったらいかかと思いますが、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えいたします。

情報を集めました空き家等の使い方、活用の仕方なんですが、実際の希望者との、それから所有者との間には取引が発生しますので、そういった場合に、契約等の瑕疵がないように、専門の不動産業者等を介してマッチングをしていくという想定にしております。具体的な組立てに関しては、今後また検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

ますます人口減少が続くと思われませんが、少しでも減少を抑えるための定住移住対策について、さらなる積極的な事業対策をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 続きまして2つ目の質問、村民の健康増進と体力の向上施策についてお伺いいたします。

高齢化社会となり、医療費の増加や介護問題及びそれらに伴う財源確保など、地方公共団体では様々な問題を抱えております。川場村の村民が元気で暮らせるためには、自身の健康が第一であります。健康が全てではないが、健康を失うと全てを失うとよく言われております。スポーツ協会主催の村民体育祭の廃止やスポーツ事業の縮小など、村において、健康増進や村民の体力の向上を図るための施策が少ないように思われます。

10月に、中学校体育館で、教育委員会主催の体力測定会が、4回に分けて開催されました。小学生から64歳までの方が6種目、65歳以上の方も6種目、内容は少し異なりましたが、それぞれの数値を測定することにより、自分の体の状態を確認できたと思います。この体力測定会を毎年実施することにより、データの収集を図り、そして現状を把握し、そのデータに基づいた対策を講じていくことも大切であろうかと思えます。今後幅広く村民の健康増進と体力の向上についての施策や事業の計画が必要と思われませんが、これらについての考え方や方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

村民の健康増進と体力の向上対策についての今後の考え方と方向性についてであります。まず現状を申し上げますと、小中学校の合同運動会の開催に伴い村民運動会は廃止とすることになりましたが、コロナウイルス感染症の蔓延により中止や一部縮小されておりましたスポーツ協会主催の各種大会等については、現在コロナ禍前の状況に戻りつつあります。例えば、6月11日に予定をしていた地区対抗野球大会は雨天のため中止となってしまいましたが、同じく6月16日の村民ゴルフ大会は六十余名の方々に参加をいただき、また7月2日のジョイフルスローピッチソフトボール大会には40歳以上の方々が7チーム、108名の参加、さらに9月3日のソフトボール選手権大会では5チーム、83名の方々のご参加をいただき、大会を大いに盛り上げていただきました。また、11月19日の村民ウォークは16名の方に参加をいただき、足尾銅山及びその周辺6.1キロメートルのコースを楽しく散策することができました。

今年度、スポーツ協会主催、各種事業にご参加をいただいた方の合計は271名となりますが、コ

コロナ禍で体を存分に動かすことができなかったこともあり、各種大会ともに、大いに盛り上がった内容となりました。

また、3年に一度実施をされる、国と県の事業である体力測定会を、スポーツ推進委員の協力を得て、10月の4日間を使って開催をし、男性13名、女性46名、総勢59名の方にご参加をいただきました。その結果は既に個人宛てに送付済みであると聞いておりますが、最も得点が高いAの段階だった方の割合は、20歳から64歳まででは全体の16%、65歳以上では44%でありました。

なお、令和元年度に初めて開催し大変好評を得たスポーツ推進員講習会を、この11月から4年ぶりに再開することとなりました。広報かわばや各地区回覧により周知をいたしましたが、参加者数がまだ少ないため、小中学校へも案内を配付するなど、周知の工夫をしてみたいと考えております。ちなみに、12月の開催日は6日、13日、20日の3日間で、内容としては、バドミントン、卓球、バトルテニス、スポレック、ミニバレーとなっております。なお、参加者からの要望があれば、ほかの競技も実施できるよう検討するなどして、村民の皆様のニーズに合わせて事業の展開ができるよう考えているところであります。

一方、スポーツクラブ主催の上半期の事業については、ヨガ教室、ヒップホップダンス、スローエアロビック教室など6つの事業が実施をされ、通算20日間の教室に合計305名の方の参加をいただいたとの報告を受けております。なお、スポーツ協会主催の各種大会には男性が多く、スポーツクラブ主催の各種教室には女性の参加が多い傾向があり、男女のバランスをどうとっていくかが今後の課題であると考えております。

千木良議員のおっしゃるとおり、村民一人一人が元気で暮らしていくためには、自身の健康が第一であることに間違いありません。そのためには、何よりもまず村民お一人お一人に、そのことに興味や関心を持ち、その重要性をご理解いただくことが必要であるかと思えます。

今後の方向性としては、スポーツ協会を中心に、スポーツクラブやスポーツ推進委員の皆様にご協力をいただいて、村民の興味、関心やニーズを踏まえた事業の一層の充実が図れるよう努めてまいりたいと考えております。議員皆様のご理解とご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁いただきありがとうございます。

スポーツ協会、スポーツ推進員並びにスポーツクラブ等の活動等を細かにご説明いただき、ありがとうございます。

川場村の第4次総合計画では、社会教育の充実として、いつでもどこでも誰でもいつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境の整備と機会の提供に努めると、このような目標を立てております。具体的にどのように進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

また、教育委員会主導で新しい事業への取組を進め、スポーツ協会、スポーツクラブが相互に連携をとれるような仕組みづくり、これらも必要であろうかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 千木良議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ご指摘の、いつでも誰でもどこでも気軽にスポーツが楽しめるという基本方針にのっとりまして、先ほどの答弁のように、スポーツ協会を中心に、スポーツ推進員、そしてスポーツクラブ等のご協力を得ながら、いろいろな施策を、行事を、事業をとっておるところでございます。

ただ、まだこの広報という点で、十分足りないという点を認識しております。それは、先ほどの答弁にもありましたように、村民の一人一人の方々が、本当に健康の、ご自身の健康の重要性だとか、そしてご自身でご自身の健康をより増進したり、維持したり、高めていくという意識を持っていただくという点がまず何よりも大切だと思っております。その点で、村長の答弁にもありましたように、参加が、男性が多い事業、女性が多い事業というふうに偏っているところもありますので、その点のようにこれから、男女のバランスをうまくとりながら、皆さんが気軽に参加できるような事業にしていく必要があると、そういうような課題意識を持って、これからいろいろ検討してまいりたいと思っております。

なお、3年に1度実施される、国と県の事業である体力測定会を毎年実施してはどうかというようなお話しましたが、確認しましたところ、必要な用具は中学校と包括支援センターでお借りできるそうでございます。ただ、数値の分析をどの程度できるかという点では、今後の課題であるかと思いますが、ぜひこの事業も、いつでもどこでも誰でも気軽に参加できるような事業の一つとして継続をする方向でぜひ検討していきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

村長及び教育長より健康管理の基本、個人個人が取り組むべきものであるというようなお話でございます。全くそのとおりであると思いますが、村民の健康増進と体力の向上について、やはり気軽に楽しめるスポーツ、これを村主導で積極的に進めていただいて、健康で活気のある村づくりの一助となることを期待申し上げまして、質問を終わります。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良議員の質問は終わりました。

次に、7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 7番津久井俊雄です。大勢の皆様をお迎えいたしまして、通告により一般質問をさせていただきます。

農作物の獣害対策について。

質問の要旨でございますが、軽トラの入らない農地や土地改良が進まない荒れ放題の農地を隠れ道にして、水田等、農作物を荒らす被害は毎年深刻で、電柵、花火、猟友会に依頼するなどに対応しておりますが、近年電柵を集団で突破することを覚え、効果が弱くなってまいりました。これに代わる網状の柵を支給されましたが、設置が高齢者、女性には労働で困難を来しております。強固で耐久性のあるものを設置してまいりたいと思いますが、非常に過労働でございますので、今後どのように対応して、村は指導していかれるかお伺いしたいと思います。また、高齢化する農業の方向性についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 津久井俊雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

本村の鳥獣被害対策につきましては、猟友会や猟友会の会員をメンバーとする有害鳥獣対策実施隊の皆様、あるいは地域住民の皆様のご努力とご協力を得て、被害防止に努めているところでございます。電気柵を設置されている地域の皆様には、漏電防止のための下草の管理や破損部分の補修など、保全管理に努めていただいております。

主に猿の被害が多発をしておりました頃には電気柵中心に設置されてきましたが、ここ数年は鹿の被害も増加していることから、バタ柵と呼ばれる金網柵を要望される地域が増えまして、平成29年度以降、金網柵の設置はおよそ7.6キロメートルに及びます。

金網柵は鹿やイノシシの侵入防止に効果的であり、現状最良の進入防護策と考えておりますが、一方で、資材が重かったり、設置の際に人手が必要だったり、大変な面もございます。津久井議員のご質問でございますように、高齢者や女性にとっては困難な作業になるかと思っております。

被害防止の電気柵や金網柵の購入につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金という国の制度を活用しているわけではございますが、設置作業を受益者自ら行うことで、資材の購入費について100%の補助をいただいております。一方で、設置の施工を業者発注した場合には、補助率は2分の1になり、自己負担が発生をしてまいります。また、事業費が大きくなりますので、補助額の配分によっては設置できる距離が限られてしまうということになります。こういった事情から、受益者による直営施工をお願いしている次第でございます。

後継者不足や高齢化など、農業や農地保全を取り巻く状況は今後もさらに厳しくなっていくものと考えますが、獣害から農地を守り、手塩にかけて育てた農作物を守り、安心して生活が送れる地域とするため、地域の皆様が協力し合って対策に取り組んでいただけるようお願いする次第でございます。

村といたしましても、猟友会や有害鳥獣対策実施隊と連携をして、野生鳥獣の駆除や追い払い等に

尽力をしてまいりたいと存じます。より効果的な対策を今後も検討してまいりたいと考えますので、議員各位におかれましては、今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げまして、津久井俊雄議員の質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 現在支給されている電気柵は、それぞれ小集落、作付の受益者たちで工夫いたしまして、電柵張り、除草、修繕などを行っていると思います。

猿は学習能力が高く、ほとんど防げませんが、鹿、イノシシ、タヌキ等は電柵と花火で効果がありました。また、猟友会でおりを仕掛けた猿対策は、人を怖がることを認識させることができ、大変効果があったと思います。また、猿の群れに飛びかかる犬の勇敢さは抜群でございましたけれども、犬が帰ってこない。そしてその電柵は大犬の障害になるようでもありました。

年々増える鹿は、集団で田畑を襲い、電柵を恐れず突破し、山つきの田は稲穂をしごき、踏みにじり、刈ることができませんでした。年々増える鹿は、果樹の幹をかじって皮をむく被害など、鹿の角が電柵に絡まり死亡したり、電柵を支柱ごと引っ張って壊したり、修繕管理やショートしないよう電柵の除草、大変な作業であります。

既に電柵設置は耐用年数ができて、電柵に代わる金網柵を支給していただきました。山つきの中野、富士山、太郎でも設置が始まりました。私の地区では84歳の高齢の方、あるいは70歳以上の方、ほとんどが60歳以上で、若い人は2人でございました。3人の出耕作を、皆さんを頼み、計画の延長の半分をやっと終了いたしました。令和4年度、金網柵の支給を要請しましたが、都合で支給がかなわず、鹿が耕作放棄地を、ボランティアでつくっている畑の6反を食い荒らし、収穫はゼロ、水田は山付き3枚が食害、不在地主の6反の水田の出耕作者は来年の耕作をもう諦めて返したようでございます。

このように、獣害による被害は十数年続いており、夏から秋のトウモロコシ、リンゴ等の野菜、全てが食害に遭います。晩秋から初冬にかけては、葉物野菜やニンジンが食害されてしまいます。これは全地区に共通する問題であり、今後ますます被害が拡大すると思われるので、被害地に金網柵を支給していただく努力をお願いしたいと思います。そして、金網柵の設置を業者発注していただきたいと思いますが、村長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、なかなか、国等の補助を得ながらやっている事業でございますので、金網柵等も、金額の制限等もございます。

そういう中で、鹿、イノシシ等も増えているところでありますが、ご承知のとおり栗原議員も狩猟

免許を所持して、今対策に講じていただいているところでありますので、議員皆さんも積極的に狩猟免許等所持をして、猟友会に任せることなく、皆様もそういうところに参加をしていただければ被害も軽減するところでありまして、また業者等に発注をするということになりますと、先ほど申し上げましたように補助が2分の1になったり、金額も高額になるということでもありますので、地区においては1戸1名でなく親子で出動したり、そういったところで対策を講じていかなければ、村のみに任せきりでは、この対策は講じられないということでもありますので、ぜひとも地域を挙げて、地域の皆さんが協力をしてやっていくことを切にお願いする次第であります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 先ほど、金網柵を張る仕事に対して、業者発注というお話しがかなわないということですが、私が調べてみますと、昭和村の広大な地域、あるいは沼田市、佐山とか利根村、築地のほうですか、そういうところが、同じ議員間の交流の中で話を聞きますと、昭和村では金網柵を業者発注していると。あるいは沼田市も業者発注しているということを聞いておりますので、またそれらを参考にいただきまして、厳しい財政の折、なにかと大変なことは多いかと思いますが、横の研究をしていただきたいと思います。

むらづくり振興課と田園整備課、これは金網柵を支給する方と農業を振興する方でございますが、そちらのほうと中山間地域、あるいは農地と水整備、環境整備事業の中で、必ず鳥獣害対策はあると思いますので、国庫補助の事業の対象として、私は申請できるのではないかと考えます。農政担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 田園整備課長の横坂でございます。先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

中山間事業及び農地水対策事業につきましては、いろいろご相談をいただいているところですが、昭和村等近隣の状況を把握して、川場村に合うような補助事業を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 担当課長、ぜひともそういう実施地区があるというふうに昭和村の前議長からも聞いておりますので、またお尋ねいただいて、同じ農政担当課長の中で研究して、導入していただければありがたいと思っております。

現在の農業者の平均年齢は68歳から70歳、農業者数が120万人から30万人に減少すると。

そして食料が困窮すると。米作りは4分の1に減少すると。主力の70歳以上の担い手農家が5年後リタイアしたら、耕作放棄地が拡大して、住環境をも維持できなくなると。11月26日夜9時から、NHKで、食の防衛線というので放送されました。昨夜、深夜放送でも再放送がございまして、私また見たわけでございます。多くの村民もテレビを見たとは聞いておりますが、米どころ秋田では、大規模米農家が破産しているとのこと。

村長、数少ない担い手農家が、農地を荒らすことなく規模を拡大して、土地利用型農業、施設利用型農業が展開できるよう改めて農地整備、農道、幹線用水路等の整備を、あなたの抜群な行動力を発揮していただきまして、整備が進められるよう希望して、質問を終わりたいと思います。タイムリミットはあと5年かというふうに考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、7番津久井議員の質問は終わりました。

次に、8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 8番星野孝之です。

通告に従いまして、川場ベースの利活用について質問させていただきます。

川場村の100年先を見据え、住民が安心して生活するための拠点施設として、役場庁舎、村の学習館、交流ホール、エネルギーセンターが完成しました。総工費44億円にも上る、まさに百年に一度の大事業です。近隣の自治体や全国の庁舎を見ても、私の知る限りでは、すてきでおしゃれなすばらしい行政施設ができたかと誇らしく思っています。川場村でよかったなとも思っています。

ただ、しかしながら、立派な城ができて、城下町が疲弊しては本末転倒です。この川場ベースをいかに有効活用し、利益を生み出し、100年先の村の未来にも希望を燃やし、先人たちが築いていただいたあらゆる財産に感謝を持ちながら、それ以上に、今ここに住む村民たちが、楽しく、豊かに、充実した日々を川場村で過ごせるように、この川場ベースは運用されなければならないと思います。

設計のコンセプトにこのような言葉がありました。開かれた庁舎を目指して、とあります。川場村にふさわしい風景となるよう、母屋の周りに離れが連なるような、緩やかにつながる施設群、そしてハザード越しには周囲の山並みを臨む、明るく開放的な空間に仕上がっています。川場村の中心となるよう意味を込めて名づけられた川場ベース、これらの施設が村の人々に親しまれ、末永く愛される施設となるように、以下の質問を伺います。

- （1）防災拠点機能の充実を目指した川場ベースについて。
- （2）村民サービスの向上を目指した川場ベースについて。
- （3）行政機能、議会機能の強化を目指した川場ベースについて。
- （4）環境に優しく、高い経済性を目指した川場ベースについて。
- （5）村民が利用しやすい川場ベースについて。

以上、川場村の重要事業と考えますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答え申し上げます。

去る１０月２９日、村内関係者及び国、県からも多数の関係者をお招きし、役場新庁舎を含みます川場ベースの竣工祝賀式を無事執り行うことができました。１１月６日には、議員各位の出席の下、開庁式が行われ、役場新庁舎での実際の執務が開始されたところでございます。各施設の整備に当たりまして、議員各位にはご理解とご協力、ご指導いただき、衷心より感謝を申し上げる次第であります。

１つ目のご質問の、防災拠点機能の充実を目指した調査についてでございますが、まず有事の際には、役場の中に災害対策本部の設置が想定されます。２階のこの議会議場を含む会議室は、机、椅子等、移動収納が可能であり、状況に応じて情報の収集、伝達等、集中的に行うスペースを確保できるような造りとしております。非常用発電機、太陽光発電設備、蓄電池、木質バイオマス熱利用設備を整備したことで、災害等による停電時でも、一定の電気供給や空調機能が可能な仕様となっております。また、交流ホールや外広場は災害時の住民の一時的な避難場所として使用できるようにするとともに、エリア内に防災備蓄倉庫や停電時でも使用可能な防災トイレを整備いたしました。

次に、村民サービスの向上を目指した庁舎についてでございますが、まず庁舎１階では、執務室を西側に集約することで、窓口とロビースペースを広く確保いたしました。窓口での用件が多い住民課、健康福祉課をメインの入り口に近い位置に配置するとともに、執務室に仕切りや隔たりをなくすることで、来庁者が窓口を移動することなく、職員が移動して来庁者の用事を済ますことができるよう、配置も整えております。学習館では、村の子供たちや大人たちが、静かな環境で、自由な時間に集中して勉強することができる空間を提供できるようになりました。また、役場庁舎と学習館には、誰でも利用可能なフリーＷｉ－Ｆｉを整備いたしました。

運用面になりますが、新庁舎での業務開始に合わせまして、開庁時間を午後７時までとする日を週１日、水曜日といたしました。令和６年３月まで試験的に行い、その間の利用状況を検証していきたいと考えております。

行政機能、議会機能の強化を目指した庁舎についてでございますが、行政機能の強化につきましては、先ほどご説明をいたしましたように、窓口対応の向上に配慮した造りとしているほか、国が推進をしているＤＸ化やペーパーレス化を実現するため、執務室はできる限りシンプルで統一感のある造りとしており、業務を遂行する中で機能向上に努めていきたいと考えております。

議会機能の強化につきましては議員皆様にもご意見をいただいたところでございますが、活発な議会運営を目指す議会の要望を踏まえ、議場及び委員会室には出席者各人にマイクが配置されるようにするとともに、傍聴する以外にも、議会開会中の様子を議場の外にいても見られるよう、カメラ設備

を整えてまいります。

次に、環境に優しく高い経済性を目指した庁舎につきましては、第1に、今回の事業ではできる限り川場村の木を使うことを前提としておりまして、役場庁舎、交流ホール、学習館は、木材と鉄骨のハイブリッド構造になっております。また、外壁や内装、一部の机、椅子などにもできる限り川場の木を活用しております。

エネルギー供給につきましては、まず木質チップボイラーの熱を利用し熱交換することで、施設の冷暖房の約50%を賄う構造になっております。また、太陽光発電設備で発電した電気は、蓄電池を介しながら、役場庁舎で使用する電力の20%程度を賄うことになっております。自然エネルギーを活用することで化石燃料の使用を減らしながら、経済性の高い運用を図ってまいります。

また、村の学習館の地下には、屋根に降った雨水を集水し貯水するタンクを備えております。ここでろ過した雨水は、雑用水としてトイレの洗浄水に活用されます。

最後に、村民が利用しやすい庁舎についてでございますが、旧庁舎にはなかったエレベーターや点字ブロック、多機能トイレなどを備え、ユニバーサルデザインに配慮した整備をしております。また、いわゆる敷居の高さをなくすため、役場庁舎ではロビーを広目にしてテーブル、椅子を配置したり、2階には自由に利用できるホワイエを設け、各施設を2階からも往来できるよう渡り廊下でつなげております。外広場には、小さな子供を連れた親子がゆっくりとした時間を過ごすことができるように、遊具やベンチを配置しております。

今回、村の一大事業と位置づけました、役場新庁舎を含む川場ベースが完成したわけですが、この施設が将来にわたり村民に愛され、地域振興の拠点となるよう、供用開始後も引き続き利便性や機能性、サービスの向上につながる検討や工夫を重ね、生きた施設となるよう活用を考えていく所存であります。施設整備に当たり、ご理解とご協力をいただきました議員各位に対しまして衷心より感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援、ご指導いただきますようお願い申し上げ、星野孝之議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） ご答弁ありがとうございました。

この施設には、いろいろと深い意味があり設計されているということがよく分かりました。

どう利活用するのかというのが、非常にこれから興味があって、行政手続とか行政事務とか会議だけではなくて、村民の皆様もしくは観光事業、観光で訪れた人がここで交流し、それぞれの楽しみを見つけることができる、日常的なにぎわいの場になることが望ましいと思います。その、どうにぎわいの場を創出していくのか、この川場ベースの中において。そのにぎわいを創出するための具体策があれば、それをぜひお聞きしたいんですけれども。

例えば、総務課が主催して、村民と連携を強めるために、利活用のアイデア出しのワークショップ

を開催したりとか、これは条例を制定しなければならないと思うんですけれども、民間事業者とか個人にトライアルで新庁舎の一部を開放したりとか、いろいろな試みができると思うんです。その扉の外に出るとホワイエという空間があるんですけれども、ここを開放して、例えば個展を開催したりとか、その連絡デッキなんかは、花火を見るときにはすごくいい観覧席になると思うんです。それを、チケットを販売して観覧席にするとか、広場ではマルシェを開催する、駐車場ではサイクリング事業の発着点として貸し出すとか、いろいろな方法が、新庁舎には、川場ベースには、可能性を秘めていると思うんですけれども、そのあたりのにぎわいをどう創出するかという考えがありましたらお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君）　お答えいたします。

現在のところ、具体的にこれという、決まったものが予定されているわけではないんですが、例えば昨日交流ホールの方で講演会が行われましたので、そういった村が関わることとか、村内の団体の活動の場にしたりとか、それから今学習館の方では、実際に子供たちが勉強をしに来てくれて、多い日には20人ぐらい来ているというお話も伺っております。

それから、先ほど定住、移住定住の話で、答弁の中で出ましたけれども、3月に予定しているリアルイベントなんかでは、川場ベースを活用して、いろいろなコーナーを設けて、活用してイベントを実施するというような、そういったことも計画しております。そういった方向で、いろいろな活用方法は検討していきたいと思っておりますけれども、今現在具体的にこれというものは決まっておりません。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　8番星野議員。

〔8番　星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君）　ご答弁ありがとうございました。

まだまだ利活用についての具体策が示されていないと思いますので、ぜひこれを機会に、開かれた庁舎ということですので、どんどん旧庁舎の役場のイメージというのも脱却して、既成概念に捉われず、新しい運用方法を、いろいろな意味を込めてチャレンジしていただきたいと思います。私からの質問は以上です。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小菅秋雄君）　以上で、8番星野議員の質問は終わりました。

次に、5号角田議員。

〔5番　角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君）　ただいま議長から発言の許可をもらいましたので、通告によりまして一般質

問をさせてもらいます。

私からは2つございますが、最初に、川場村で保有している公共施設の中で耐震補強工事が必要とされている施設の今後の運営について質問いたします。

現在、川場村で保有管理している公共施設は120ぐらいありますが、その中で、建築後35年以上が経過している建物については、国の指示により、耐震診断を実施しなければなりません。建築後35年以上を経過した建物に、川場村の体育館があります。今回は、この体育館について質問したいと思います。

川場村でも、国の方針に基づき耐震診断を実施したところ、耐震工事が必要であるということになりました。老朽化によるタイルのひび割れやコンクリートの損害等、大規模な改修が必要とのことでした。そこで、村としては、この体育館を使用する方々の安全安心を保つために耐震補強工事を実施する計画があるかないか、それとも財源を確保して、必要に応じて最低限の補修工事をしていくのか、村長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、体験実習館またはホテル田園プラザ、その前の名称はホテルSLです。今回この施設の営業と運営について質問いたします。

この建物は村の中心地にあり、宿泊業務、食事の提供などを中心として、平成7年に国、県の補助金をいただき、川場村の観光施設や宿泊施設として建設されましたが、建設後28年経過した今の状況は、体験実習館前に、駐車場に、本日は休館、本日は休館の案内があるだけです。また、令和4年度に至っては、休館日が多く、日帰り入浴も営業の日ということでした。そして、令和5年4月から令和5年10月までについては施設利用者がゼロ、日帰り入浴者ゼロの状況です。また、村等で各種のイベントが開催されたときでも営業されていないなど、観光に来た方々に、非常に不快な思いをさせたことと思います。このような現状と経営方針を、村当局はどう考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 角田文雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在いたします。川場村が保有している公共施設の中で、旧耐震基準で建築された施設は、川場村体育館、国際記念館、ホテル田園プラザ旧館、担い手研修施設等であります。

昭和48年に建築された旧役場庁舎は、平成29年度に耐震診断を実施した結果、1階部分に補強が必要との診断がなされました。川場村役場庁舎は災害本部の拠点となり、万が一の災害時に施設が使用できないこととなると、村民の避難誘導、2次災害の防止など、重要案件の指揮系統に不備が生

じることから、優先度の高い建築物となっておりました。令和5年11月に開庁した役場新庁舎は防災機能を有したものとなっており、有事の災害に対して万全を期したものとなっております。

ご質問の川場村体育館は昭和52年の建築で、旧耐震基準により建築されており、平成28年度に耐震診断を実施し、耐震診断結果としては、大規模な改修が必要との結果でありました。設計業者に概算見積りを依頼したところ、補修工事で約3億6,000万円、同規模新築工事で約6億円との試算が出ており、近年の建築資材の高騰やエネルギー問題、人件費の高騰などから、新たに見積もった場合はそれぞれ2倍程度の増額を見込まなければなりません。令和5年度から6年度にかけて、川場学園の新築、増築に多額の費用を要することから、川場村体育館の耐震対策はその後とならざるを得ない状況となっております。日々の使用に当たっては十分注意を払ってまいりますので、議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、観光レクリエーション施設、体験実習館の今後の運営につきましてお答えをいたします。体験実習館につきましては、現在、株式会社田園プラザ川場に指定管理をお願いしております。かつて川場村観光開発公社が運営した時代がありまして、赤字経営が続き、経営の継続は困難であることから田園プラザ川場に運営委託をお願いしておりまして、そのときの条件として、施設の使用料はいただきず、営業収入を田園プラザ川場の収入とする運営をお願いするものでありました。しかしながら施設の名称をホテル田園プラザとして宿泊施設の営業を継続していただきましたが、なかなか黒字化することは困難でありました。打開策として、レストランでのビュッフェスタイルのランチ提供で団体客の受入れ等を行った結果、ようやく黒字営業に転換することができたわけですが、その矢先、新型コロナウイルス感染症の拡大により営業自粛を余儀なくされまして、お客様の受入れを停止した状態で現在に至っております。

現在では、新型コロナウイルス感染症も5類に移行したこともあり、道の駅田園プラザでも観光客の入込みは新型コロナ前以上の状況に、状態に戻っておりますが、ホテル田園プラザといたしましては、道の駅川場田園プラザがこれまで以上の入込み客数を伸ばしていることや、昨今の人手不足の影響もあり、ホテル営業における以前との同じ業務体制を整えることが困難な状況にあります。そういった状況の中で営業を再開したからといって、すぐ利益を出す経営状況に戻すのはなかなか難しいのが実情でございます。

現在の状況ですが、道の駅川場田園プラザの入込み客が増えたことに対応するため、レストランの厨房を使い、道の駅内の飲食施設の料理の下処理やジャムなどの加工品の製造等を行っております。また、宿泊業務につきましては、温泉施設を加温するためのボイラーの老朽化が営業再開の大きなネックとなっております。これまでは部分的な補修を続けて、使用を続けてまいりましたが、故障により停止してしまう事態がいつ何時起きてもおかしくない状況となっております。これに対応するために、全面的に改修することが必要でありまして、詳細な見積りはとっておりませんが、数千万円の費用がかかると見込んでおります。

こういった状況を踏まえながら、今後の事業再開については、指定管理先である田園プラザ川場と協議をしているところでございますが、今すぐ結論を出すこともできないと考えており、もうしばらく状況を見ながら結論を出していきたいと考えております。

また、ホテル営業ができない現在の状況では、体験実習館以外の安らぎの家や担い手研修施設などを使用していない状況で、老朽化もしておりますので、これらの施設の今後の利活用について、あるいは利用を続けていくかということについても併せて検討してまいります。

体験実習館を含む観光レクリエーション施設を管理するため、村では年間1055万8000円の指定管理料を田園プラザ川場に支払っております。この指定管理料につきましても、施設の使用状況に応じまして、田園プラザ川場側と協議をしてまいりたいと考えております。

ホテル田園プラザ周辺施設は、川場村にとって農業プラス観光の出発点であります。一方で管理費用も発生し、運営や管理も難しくなっているという現実がございます。議員各位からのご心配の声をいただいております。早急に対処することが必要であると重々承知をしているところでございますが、議員各位におかれましては、何とぞご理解の上、今しばらく時間を頂戴いただきますように切にお願い申し上げ、角田文雄議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 5番角田議員。

〔5番 角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君） 体育館の関係でありますけれども、昨年度この体育館を利用した方は、村内外で7,000人と聞いております。川場の人口の倍ぐらいになります。また令和7年には小中一貫校が開園され、児童生徒の利用が多くなると思いますので、せめてトイレや更衣室等の改修を要望いたします。財源確保も大変だと思いますが、施設の利用者の安全のために、検討をお願いいたします。

それから田園プラザ川場でございますが、指定管理の関係で、田園プラザと川場村で協定書が結ばれているということですが、中にあるボイラーの老朽化が原因らしいんですが、こういった協議を切にしているのかどうかお伺いしたいと思います。

川場村から多額の管理運営費が行っていますので、その辺も考慮して、再開時期はいつになるかわからないんですけれども、協議を、協議を切にお願いしたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） まず体育館でございますが、ご指摘のとおり、先ほど申し上げましたように、小中一貫校に向けての川場学園の建設、増築工事に着手をしたところでありまして、令和7年4月1日以降、開校した折には、サブ体育館としても使用しなければならないということでございますが、財源の確保がまず必要でありますので、ご指摘のとおり最低限の、トイレ等の改修につきましては前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、田園プラザとの協議でございますが、これにつきましては、村と田園プラザ側で密に協議をしておりますので、そういう中で、ホテルの開業に伴ういろいろな設備等の経費等も、先ほど申しましたように、多額のお金を要するということでございますので、そういう中で、営業する、しないにかかわらず、管理経費というものはかかっておりますので、そういったものについては引き続き管理をしていただき、そしてまた今後については、プラザ側と役場で定期的に会合、打合せを設けながら、前向きに善処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5 番角田議員。

〔5 番 角田文雄君発言〕

○5 番（角田文雄君） ありがとうございます。

令和5年ももうあと1か月でございますけれども、体験実習館周辺で何かできると思いますが、今からでも遅くないので、日本一の田園プラザの意気込みを示してほしいと思います。委託管理費が無駄にならないよう、一日でも早い営業再開をすることを熱望し、質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、5 番角田議員の質問は終わりました。

次に、9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） それでは、9 番黒田です。

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、通学路の安全について伺いたいと思います。

下校、登校、毎日子供たちが元気に通っていますが、その中心とした子供たちの安心安全な交通環境について、特に冬季は積雪もあり、道路が狭くなることもあります。スキー客の車の往来が増えて、また安全対策にはいろいろな対策をとらないと子供の安全は守れないのかと思っております。どのような対策をお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

通学路の安全についての、特に冬期の安全対策についてどのように考えているかについてですが、通学路については、学校保健安全法に基づく学校安全計画の中で、学校ごとに通学に適した道路として指定したものであり、そのため、そのときの道路整備状況や交通量などを考慮して、年度ごとに指定されることになっております。こうした点を踏まえ、通学路の冬期安全対策の一つとして、地域からご推薦をいただいた方々に対して、村から除雪ボランティアとしてご依頼申し上げ、通学路の除雪に当たっていただいております。

川場村村史には、明治42年と44年に、積雪が5寸以上になった場合、雪踏みの励行を、当時の

村長名で各地区の区長に通知したことが記されており、現在もそうした本村のよき伝統が引き継がれておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

2つ目は、ボランティア団体による登校の見守りであります。

スキー場がオープンしたことにより交通量が増加した当時は、育成会が中心となって登校の見守りを行っていましたが、ここ数年は実施をされておりました。そこで、昨年度から、地域学校協働活動推進委員の声掛けによりボランティアを募りましたところ、70名を超える方々にご登録をいただき、冬期に限らず、1年を通して、毎朝教育委員会で配付した緑色のベストをつけて、家の近くに立って、子供の登校の様子を見守っていただいております。このボランティアの方々には、通学路の危険箇所やスズメバチの発生場所などの情報について、現地から直接ご報告をいただき、大きな事故になる前に対処できたという事例もありました。なお月2回、交通指導員の方々や小学校の先生方にも交差点等に立って、交通指導に当たっていただいております。

3つ目は、歩道の新設整備であります。

現在、県道平川横塚線の川場湯原地区部太郎運動広場入り口から北に向かって、全長1,100メートルの間について、用地買収が済み次第、歩道設置の工事に入ることになっており、また立岩地区においても、県に対して歩道改良工事を強く要望しているところであります。

以上、3点について説明を申し上げます。

なお、小学校PTAの皆さんにより、毎年通学路の危険箇所等の点検が行われ、その結果を報告していただいておりますが、その中に、生品地区から、できれば高学年もスクールバスの利用ができるとありがたい、例えば冬場だけでもというご要望を以前からいただいておりますが、生品地区だけでも1年生から6年生までの児童数がスクールバスの定員をオーバーしてしまっていることから、2往復するか、あるいは台数を1台増やす必要があり、その要望にお応えできておりません。一方、路線バスを利用することも検討してみましたが、現行のバス運行時刻は学校の校時表に合わないことが分かりました。スクールバスの運行方法については、川場学園が開校した令和7年4月からの通学班をどのようにするかという課題と併せて、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

先ほどお話ししましたように、通学路の安全確保につきましては、多くのボランティアの方々のご尽力をいただいているところであり、また、雪の日だけではなく雨や風の強い日、さらには熊やイノシシなどの獣害対策の一環として車で送迎をいただいているご家庭もあり、交通環境のみならず、子供たちが安全に、また安心して登下校できるよう、村を挙げてご協力をいただいておりますことを、改めて感謝を申し上げますとともに、議員皆様も積極的に緑色のベストをつけて子供の登校を見守っていただきたく、切にお願い申し上げます、加えてご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君）　ありがとうございます。

たくさんのボランティアに見守られて子供たちが元気に登校しているということを、毎朝見ているのですけれども、その中で、危険な通学路のチェックというのももちろん行われていると思うんですけれども、ひとつ村長にお伺いしたいんですけれども、子供たちは横断歩道に行くと、元気に手を挙げておはようございますと言って登校して行きます。しかし、場所によっては、その横断歩道が消えてしまっているところもあるんです。子供たちは横断歩道だって知っているんで手を挙げて行きますが、多分村外の人が来た場合は、そこが横断歩道だとは思わないんじゃないかと思うんです。この消えてしまった横断歩道の管理責任というのは、県道なら県にあるのかと思います。

こんな事例がありました。神奈川県なんですけれども、川崎市の横断歩道があるところで、歩行者が車にはねられたと。その訴訟の中で、横断歩道が消えていたために事故が起きたんじゃないかということで裁判が行われまして、結果、県が過失を一部認めて賠償したという事例があります。こんな事例が起きてしまったら、そんな悲しいことはないんですけれども、まずそんなことになる前に、村内の子供たちが登校に使う横断歩道を、しっかりと横断歩道として、かすれて見えないなんていうことがないように、運転者からも見えるように整備していけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ご指摘のとおり、横断歩道等については年々劣化、また消えているところがございます、そういう中で県道の部分、村道の部分がございます。

横断歩道については所管が公安委員会、警察というところにあるわけでありまして、そういったところに、積極的に消えている部分等々を点検して、要望を行ってまいりたいと思っております。

また、村の所管につきましては、毎年年度末に点検をいたしまして、優先、また緊急のところから白線等はやってある状況でございますので、また議員各位からのご指摘をいただければ、そういったところを最優先に、また白線等を再現してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　9番黒田議員。

〔9番　黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君）　ぜひ県道、村道含めてしっかりとチェックしていただいて、子供たちの安全を守っていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

続きまして、2つ目の質問になります。若者が活躍する村づくりについて質問させていただきたいと思います。

先ほど千木良議員からも、人口減少についての質問がありました。川場村の人口については皆さん御存じだと思いますが、改めてその人口構成からお話しさせていただきたいと思います。

2023年1月1日の住民基本台帳ベースで見ますと、60歳以上が1,386人で45%、40から59歳が738人で24%、15歳から39歳が631人で20%、ゼロから14歳までが340人で11%になります。その人口構成を人間ピラミッドにしてみると、15歳から29歳を中心に、15歳から39歳の間が細くくびれております。村内に暮らす若者がいかに少ないかが痛いほど分かる人間ピラミッドになると思います。

しかし、川場村の近い未来を牽引するのはそのくびれているところ、大体15歳から39歳の631人の若者たちが、この川場村の近い将来を担っていくことは間違いないと思います。その若者たちを支援し育てる若者政策について、村長の方針を伺いたいと思います。

1つ目、川場村に暮らす若者を取り巻く社会的、経済的な環境は多様化しています。これまでの若者に対する政策は子育て支援が主流ですが、子育てという支援に限定されないで、就労支援、起業支援など、多様な、包括的な若者政策が必要ではないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

そして、2つ目です。川場村では年1回、子ども議会が開催されています。この11月17日にも、新庁舎の新しいこの議場で、中学生たちによる活発な意見が述べられました。今回の質問では、川場中学校が廃校になった後の活用方法やふるさと納税について、森林整備や、雪ほたかの次のブランド化はないものかという、とても中学生らしい柔軟な発想から生まれた質問でした。それはもう本当にすばらしくて、子ども議会は年々、年を重ねるうちに質問力のレベルが上がってきたことを痛切に感じております。村長は中学生から出た質問を川場村の政策にも反映していきたいとおっしゃっていますし、中学生たちも川場村の村づくりに自分たちの考えが反映されれば、それはもう子供たちにとって、自分たちは村の一員なんだと誇りに思うんじゃないでしょうか。それは、子供たちにとっても大きな成長の一步であり、村にとっては未来の可能性につながります。

このような若者たちのニーズや意見を地域づくりに生かし、同時に若者たちが積極的に社会参加することで地域の問題、課題を解決し、未来を牽引していく人材として成長できる場として、川場でやっている子ども議会以外にも、若者議会や少年議会を開催し、政策実現のための独自予算を設けるなど、より実践的な展開を進めている自治体があります。子ども議会をさらにランクアップさせて、若者議会や少年議会についてはどうでしょうか、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

川場村の未来を牽引する若者を支援し育てる若者政策の必要についてのご質問ですが、川場村では、若者定住促進策として、ニュータウン川場の分譲時に、年齢や子供の人数に応じて補助額を増額したり、民間住宅入居補助を行ってきております。これにより、子育て世帯が11世帯、新たに川場村に居を構え、民間住宅補助対策対象者は現在9名となっております。これらは村外からの移住定住者を呼び込む側面が大きく、現在川場村に住む若者を積極的に支援するものではありませんでした。黒田

議員のおっしゃるとおり、従来の若者に対する政策としては、子育て世代が注目されがちとなっております。

しかし、今まで川場村として進めてきた企業誘致や観光事業は、若者政策にも通ずるものがあります。就労の場の少ない川場村にあって、企業誘致や観光事業の推進は就労の場の確保、ひいては就労支援の側面を担っております。

現在、村では直接的な就労支援や起業支援等の事業は行っておりません。川場中学校で行っているチャレンジウィークは、村内各事業所で職場体験をし、社会人としての心構え、そして仕事の能力を身につけるものであり、就労支援の一面を担っております。個人個人に合った就職先を探したり、情報提供する組織としては、ハローワークがその役目を担っております。また、起業支援につきましては、融資制度や助成金など専門的知識を有する商工会が主体となった企業セミナー等を側面からバックアップしていきたいと考えております。

以上、申し上げましたように、就労支援や起業支援は国等の専門的分野の組織等が既に存在しておりますので、新たなセクションを設けることは考えておりません。しかし、就労支援や起業支援について村へ相談に来られた方々には、親身に相談を受け、村としてできることはサポートし、村の範疇を超えたものについては適切な組織へ案内できるよう努めてまいります。

2点目の若者議会や少年議会についてであります。現在行われている中学3年生の子ども議会は、将来を担う子供たちに川場村の現状を調査、検討していただき、子供視点の提案をいただき、村を思う気持ちを高めていただくものであります。黒田議員のおっしゃる若者議会や少年議会で、若者たちのニーズや意見を聞き、社会参加することで課題等を解決したいとのことですが、今現在、若者議会や少年議会の設置については白紙の状態であります。

昭和から平成に時代が変わる頃、演劇で全国的に知られていた川場村青年団が衰退し、代わって開墾塾という若者組織が韓国から仮面劇を誘致し、その活動を基に世田谷区・川場村縁組10周年記念事業、元気のぞる村づくりが、川・土・森と風をテーマに3年間実施をされ、若者を中心に、村に活気が戻ってまいりました。当時の実行委員たちは、いかに川場を元気にするかを常に真剣に考えていました。川・土・森と風は、実行委員会が川場村を考えたテーマであり、その自然に対する思いは現在も引き継がれております。その後、縁人が組織され、縁人もまた川場村の自然をテーマとして活動していただいております。そこには、常にリーダー的キーパーソンがおりました。若者が社会参加をし、川場村の課題、問題について考える。それにはやはり人をまとめるリーダーが必要不可欠と思います。

村では、リーダー養成の一つとして、鹿児島はやねだんに若者を派遣してまいりました。また、世田谷区・川場村縁組協定40周年に当たって、若手村民有志により事業の企画をし、さらに現在は中学校跡地利用について、村民有志20名の委員の皆さんに検討いただいております。こうした活動や事業の中からリーダーが養成され、ひいては若者が活躍できる村づくりへと進むものと考えております。

す。

現在、限られた仲間だけの交流が主流で、異業種、異年代の交流が希望のこの時、村として、交流のきっかけづくりは必要であると常々考えております。川場村の若者たちに活躍の場を設け、若者たちの意見を村政に反映することで、村づくりへ参画する若者が増えるといった好循環が生まれる仕組みづくりを今後も考えていかなければならないと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、黒田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） ありがとうございます。

今、村長の方針を伺って、少し未来が見えてきたかと感じております。

ここでちょっと若者議会と子ども、若者議会、そのほかの若者議会、少年議会についてちょっと説明させていただきます。

若者議会は、愛知県の新城市で行われています。市長の附属機関になっています。委員は市内に在住、在勤、在学している 16 歳から 29 歳の若者で、予算は 1,000 万円で、その中で図書館のリノベーションや観光パンフレット、国際交流イベントや企業情報誌や趣味活サイトなど、約 40 種の事業を行ってきたそうです。それが、年々重ねていく中で、その中から、将来の若者議会の中から、本当にその市の議会に立候補して出る若者も育ってきているという話も聞いています。

また、もう一つは遊佐町というところでやっている少年議会なんですが、それは中学生、高校生を中心に委員を集めています。その中で生まれてきたものとして、遊佐町のイメージキャラクターを制作したり、遊佐町は名産がパプリカなんだそうです。パプリカのレシピ本や、そのイメージキャラクターを使って絵本や、それから少年会議でつくった、独自の間でつくったベンチを商業施設に置いたりとか、いろいろな活躍をしているそうです。

しかし、自治体によってその規模も違いますので、同じことをやるというのは大変だと思います。なかなか、これからすぐそういう少年議会や若者議会をやるというのは少しハードルが高いかもしれません。しかし、自治体の行う、行政の行っている政策や事業に対して、若者が主体的に加わってもらうという仕組みづくりは、村長がおっしゃったとおりとても重要だと思います。

例えば、子ども議会で活躍した子供たちが高校や中学に進学したとしても、他県に就職したとしても、村づくりに参加してもらうことは、今の社会では、インターネットもございますので、可能なんではないかと思います。中学校を卒業していった子供たちにも、つながりを持続けることで、早い段階から Uターンや Iターン、Jターンを促す施策につながっていくのではないかと思います。少しその子ども議会から発展させて、中学校を卒業しても、その上の学校に行っても、何か関わってもらっている、もらえるという政策をとっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

まず子ども議会は、年々重ねて調査、質問も、非常に充実をしてきたところでありまして、そういう中から子ども議会、毎年一つ程度、村の村政に反映をさせているということでありまして、中学校のトイレの改修等はまさに中学生議会で質問されたことを実現したことでありまして、子供たちがそういった調査、そして質問したことが村政に反映された、そういった自信を持って、やがて高校、大学に行き、いずれは川場に戻ってきていただくと、そういったことが必要であるかと思っておりますので、川場村が消滅しないように、川場村で生まれ育った子供が、高校は川場にはないわけでありますので、高校そして大学に行って、いずれは結婚し、子供を連れて川場に帰ってこられるような、そういったつながりを持っていくことは必要であると思っておりますので、そういったところでは検討していかなければならないと思っております。

また、その少年議会等々でございますが、議会を開かなくても、やはり若い人たちの意見は受入れて、そういった将来の川場村、また将来にとって川場村にすばらしいことであれば、それは前向きに検討していきたいということでもありますので、そういった点を踏まえて今後政策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 若者たちが住みたいと思う地域、若者たちにとって魅力的な地域というのはどんな地域でしょうか。それはもう、村長のお話しの中に出てきましたように、今次代を担う子供、若者たちが、その視点を生かされている実感が持てる、自分たちもその村づくりに関わっているという実感が持てる地域ではないかと思えます。

先ほど村長のお話しの中でも、元気の出る村づくりの話がありました。あの中で活躍してきた若者たちは、もう今本当にすばらしく成長を遂げて、太い柱となって川場村を支えているんだと思うんです。それと同じように、今の若者たちに対して活躍してもらう場をどんどんつくっていったらいいのではないかと思います。

先ほど星野議員のお話しの中にも出てきた、この新庁舎をどういうふうにするか、新庁舎を交流の場にする、にぎわいの場にするにはどうしたらいいかなんていうことも、若者たちの柔軟な発想、感性から出てくる意見を聞くと、面白いことができるんじゃないかとも思います。そしてまた川場中学校の廃校の後の空間をどう使っていくかということも今討議が行われていますが、そういう中にも、子供たち、若い者たちが夢を語り、将来を語り合えるような場をつくって、若者たちが活躍できる計画になっていったらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 重ねての質問でございますけれども、やはり具体的に何をしようということには至っていないところでありますが、この役場も、その百年憲章の中で、川場村を１００年残そうという中での、この川場ベースができたわけでありまして、その１年目がようやく始まったところでありまして、これから皆さんの意見を聞き、そして皆さん方とともにこれからの村の将来を考えていこうということですが、昔は川場の子供たちに、出身はどこだと聞かれたときに、群馬県利根郡で川場村が言えなかったということがよく聞かれました。しかし、今川場村は、村民皆様のご協力によりまして、道の駅田園プラザは、全国約１，３００ある中で不動の２年連続第１位でありまして、年間２５０万人が訪れる村となりました。連日テレビで報道されて、これはやはり村民にとっても誇りであり、自信になってきたところであります。この庁舎におきまして、約４５億円をかけてこの川場ベースが完成したところでありまして、これもまた村民にとっては、群馬県下３５の市町村がありますが、川場村の誇りとなって、村民の中の象徴になるわけでありまして、そういったことがこれから始まることでありますので、そういったところを踏まえて、また議員皆様にいろいろなお意見を聞きながら、一步一步前に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ９番黒田議員。

〔９番 黒田まり子君発言〕

○９番（黒田まり子君） ありがとうございます。

きっと若者が住み続けたいと思う地域、若者たちにとって魅力的な地域になっていけば、その若者を通じて、外からもっと若者がやってくるのではないかと想像します。ぜひ、今おっしゃった村長のお考えがもっとも膨らんで、若者たちにつながっていったらいいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、９番黒田議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。１１時再開となりますので、よろしくお願いいたします。

午前１０時５４分休憩

午前１１時００分再開

○議長（小菅秋雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第６ 議案第６１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第６、議案第６１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては、人事院勧告を受け、それに基づき、特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って、国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1条では、議会の議員の期末手当の支給割合を年間0.1月分引上げるものであります。適用は令和5年12月1日からとし、第2条では令和6年度から6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の225とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては、人事院勧告を受け、それに基づき、特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って、国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1条では、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を年間0.1月分引上げるものであります。適用は令和5年12月1日からとし、第2条では、令和6年度からは6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の225とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第63号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第63号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第63号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては、人事院勧告を受け、それに基づき、一般職の国家公務員の月例給及び勤勉手当の改

定が実施されることとなりました。本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って、国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で行政職給与表を改正し、棒給月額を4月に遡って引上げるものであります。また、期末手当、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引上げるものであります。

適用は令和5年12月1日からとし、令和6年度からは6月、12月の支給割合を、期末手当100分の122.5、勤勉手当100分の102.5とするものであります。

その他、刑法等一部改正に合わせた改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第64号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第64号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、提案説明を申し上げます。

今般、既存の川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例と、川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を一本化し、新たに川場村会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関する条例を制定するものであります。また、人事院勧告制度の趣旨に沿って、国に準じた改定を行うため、期末手当の支給割合を100分の125とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第65号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第65号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第65号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

今般、会計年度任用職員制度当初に制定した川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例と川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を一本化し、新たに川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したため廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第66号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第66号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

今般、会計年度任用職員制度当初に制定した川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例と、川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を一本化し、新たに川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したため廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を廃止する条例につ

いての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 6 7 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1 2、議案第 6 7 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第 6 7 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、令和 6 年 1 月から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税の軽減措置が講じられることを踏まえて、川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

対象は、国民健康保険の被保険者で、妊娠 8 5 日以上の出産予定の方で、単体妊娠の場合は出産予定月の前月から 4 か月分、多胎妊娠の場合は出産予定月の 3 か月前から 6 か月分の保険税の所得割額と均等割額が免除されるものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 6 7 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第６８号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１３、議案第６８号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第６８号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、簡易水道事業を公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法第２条第３項及び地方公営企業法施行令第１条第２項の規定により、新たに簡易水道事業の設置等に関する条例を提案するものであります。

具体的には、簡易水道事業の設置、財務規定の適用、資産の取得及び処分等の不足している条項を整備し、令和６年４月より施行できるよう制定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第６８号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第６９号 川場村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１４、議案第６９号 川場村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第69号 川場村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日より公営企業法を適用するため、水道事業特別会計から公営企業会計へ移行するために提案するものであります。

具体的には、今までは前年度繰越金として繰越していた予算が新たに剰余金となり、欠損の場合は補填、なお残額があるときは減債積立金、利益積立金、建設改良積立金へそれぞれ積み立てることとなるために、簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第69号 川場村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第70号 川場村下水道事業の設置等に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第70号 川場村下水道事業の設置等に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第70号 川場村下水道事業の設置等に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、下水道事業を公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、新たに下水道事業の設置等に関する条例を提案するものであ

ります。

具体的には、下水道事業の設置、財務規定の適用、資産の取得及び処分等の不足している条項を整備し、令和6年4月より施行できるよう制定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号 川場村下水道事業の設置等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第71号 川場村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第71号 川場村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第71号 川場村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日より公営企業法を適用するため、下水道事業特別会計から公営企業会計へ移行するために提案するものであります。

具体的には、今までは前年度繰越金として繰越していた予算が新たに剰余金となり、欠損の場合は補填、なお残額があるときは減債積立金、利益積立金、建設改良積立金へそれぞれ積み立てることとなるために、下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号 川場村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第72号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例及び川場村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第72号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例及び川場村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第72号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例及び川場村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。

令和6年4月1日より、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行するため、関連する条例の一部改正及び廃止をするものであります。

監査委員条例の一部改正、特別会計条例の一部改正、水道事業基金条例の一部改正、給水条例の一部改正、運営協議会設置条例の一部改正、公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止でございます。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号 川場村簡易水道事業の設置等に関する条例及び川場村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第73号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村第2工区造成工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第18、議案第73号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村第2工区造成工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第73号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和5年度川場村第2工区建設工事として、令和5年9月7日に関東建設工業株式会社と5,665万円で請負契約を締結しましたが、主に道路からの出入口の追加等により請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき村議会の議決を得ようとするため、提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村第2工区造成工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第74号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築

工事)

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第74号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場
村立川場学園校舎増築工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第74号 工事請負契約の締結につ
いて、提案説明を申し上げます。

本件は、令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事について、株式会社関工務所と6億9,080
万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条
例第2条の規定に基づき議会の議決を得ようとするため、提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたしま
す。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 7番津久井です。

この工期が12月、1月、2月、3月までで年度が、令和5年度が終わると思いますが、工期につ
いて教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） お答えいたします。

こちらの工期につきましては、令和6年12月31日を想定しております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 承知いたしました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第74号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第75号 工事請負契約の締結について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、議案第75号 工事請負契約の締結について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第75号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和5年度小学校既存校舎改修工事について、萬屋建設株式会社と3億7,400万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を得ようとするため、提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 7番津久井です。

同じく、工期を教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） こちらの工事につきましても、令和6年12月31日を工期として設定いたしております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 了解しました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第75号 工事請負契約の締結について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第21、議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,309万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,519万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税1億532万8,000円、県支出金1万2,000円、寄附金5,000万円、諸収入608万8,000円。村債170万円をそれぞれ追加し、国庫支出金2万9,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、各課において、人事院勧告に基づき、期末手当、勤勉手当等が増額となっております。ここでは人件費以外のものについてご説明をいたします。

第2款総務費は、1億749万6,000円を追加計上いたしました。基金積立金5,000万円、ふるさと納税関連経費2,490万円、第2工区設計変更による確定測量等業務委託料240万円、第2工区駐車場整備変更工事1,200万円、庁舎追加工事1,000万円等であります。

第3款民生費は、288万7,000円を追加計上いたしました。令和4年度事業費の確定による補助金等の返還金24万円等であります。

第4款衛生費は、223万6,000円を追加計上いたしました。太陽光システム設置補助金30万円、一部事務組合負担金91万2,000円等であります。

第6款農林水産業費は、82万8,000円を追加計上いたしました。農業委員会特別旅費10万円等であります。

第7款商工費は、847万2,000円を追加計上いたしました。道の駅キュービクル改修工事、区画設置工事771万1,000円等であります。

第8款土木費は、438万2,000円を追加計上いたしました。住宅リフォーム助成金80万円、道路維持費320万円等であります。

第10款教育費は、525万5,000円を追加計上いたしました。校歌校章作成委託料165万円、特殊建築物定期調査業務委託料39万8,000円等であります。

12款公債費は、3,122万7,000円を追加計上いたしました。元金償還金2,561万円、利子償還金561万7,000円であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）の細部説明をいたします。

令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）では、歳入歳出それぞれ1億6,309万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,519万4,000円とするものです。

第2条では、地方債の変更は第2表地方債補正によるということで、5ページを御覧ください。

5ページ、第2表地方債補正、1. 変更。起債の目的、防災対策事業債。補正前の限度額3,320万円、補正後の限度額3,490万円、170万円の増額となっております。この防災対策事業債は防災無線の移設費に充てておりまして、今回配線工事を含めたため増額となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入、補正前の額45億7,209万5,000円、補正額、各款の補正額は御覧のとおりで、補正額合計は1億6,309万9,000円で、歳入合計を47億3,519万4,000円とするものです。

7ページを御覧ください。

歳出になります。

補正前の額45億7,209万5,000円、補正額、各款の補正額は御覧のとおりで、補正額合計は1億6,309万9,000円で、歳出合計を47億3,519万4,000円とするものです。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金が1万7,000円の減額、地方債170万円、その他5,000万円、一般財源1億1,141万6,000円となります。

続きまして、8ページを御覧ください。

歳入の詳細になります。

10款1項1目地方交付税1億532万8,000円を追加いたしました。

続きまして、9ページの中ほど、17款1項2目ふるさと寄附金5,000万円の追加、これはふるさと納税によるものです。

続いて、20款4項4目過年度収入608万8,000円。これは、令和4年度子どものための教育保育給付交付金及び県負担金となります。内訳といたしますと、国からの交付金が445万3,000円、県の負担金が163万5,000円となっております。

続いて、21款1項2目防災対策事業債につきましては、先ほど地方債補正で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続いて、10ページを御覧ください。

歳出の詳細となります。

まず、各項で給料、手当等の補正がありますが、人事院勧告による増額でありますので、給与費の説明は割愛させていただきます。なお、全体として、給与費分として938万4,000円増額となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

2款1項1目の10需用費になります。新庁舎落成記念品代ということで32万1,000円、これは村内各戸に記念品として手拭いを配付する予定となっております。また、手拭いと一緒に庁舎のチラシも各戸に配付することとなっております。

続いて、歴代村長議長写真額装代91万4,000円。これは、当初予算で115万2,000円予算措置していただいておりますが、当初ですと写真で額装する予定でありましたが、それを、金属プレートにデータを焼付けしたものとするために、今回91万4,000円の増額となっております。

11役務費、プリンター等移設手数料につきましては、これは旧庁舎から新庁舎への引っ越しの手数料で、例えばプリンターですとか精密機器につきましては職員での移設が不可能でありましたので、そういったものの移設手数料となっております。

17備品購入費34万6,000円、勤怠管理クラウド導入備品購入費として。現在、職員の勤怠管理につきましてはタイムカードで実施しているところですが、今回ICカードを取り入れた勤怠管理をしていくものとなっております。

続いて、1枚はぐっていただきまして、12ページを御覧ください。

17備品購入費、庁用備品購入費ということで100万円計上させていただいております。これは、新庁舎に移設しまして、新庁舎で使用する掃除機等を購入する備品購入費となっております。

24積立金、その他基金積立金5,000万円は、ふるさと納税でいただいた5,000万円をほたかの里基金へ積み立てるものとなっております。

続いて、2款1項4目企画費の10需用費、ふるさと納税特典経費1,740万円。これにつきましては、ふるさと納税を5,000万円予定しておりますので、5,000万円の30%、1,500万円を返礼品として、またその返礼品の送料として240万円をここで見込んでおります。

続きまして、13ページ。

2款1項11目の12委託料、開発許可申請作成及び確定測量等業務委託料240万円。これは、第2工区駐車場の入り口の増加等による変更によるもので、当初提出した開発許可に変更が生じたことから、今回変更申請する費用として240万円となっております。

14工事請負費、道路及び駐車場整備工事ということで1,200万円、これも第2工区の駐車場入り口の工事等の追加工事となります。庁舎等追加工事といたしまして1,000万円をここで計上しておりまして、当初設計になかった部分で不備なところがありましたら、この追加工事で対処していきたいというところがございます。

続いて、13ページ一番下になります。

2款2項2目税制改正対応システム改修111万6,000円、これにつきましては、法律改正に伴うシステム改正となっております。

続きまして、15ページ中ほどになります。

3款1項3目老人福祉費の12委託料、老人緊急通報装置管理委託料4万6,000円。これにつきましては、独り暮らし老人3人分を追加しております。

続きまして、17ページまで飛んでいただきまして、17ページ。

4款1項3目環境衛生費の負担金補助及び交付金、住宅用太陽光発電システム設置補助金30万円、これは1件15万円を2件分見込んでおります。

続きまして、1ページはぐっていただきまして、18ページ。

4款2項1目沼田市外二箇村清掃施設組合負担金91万2,000円。その内訳といたしまして、ごみ処理分が52万4,000円、し尿処理分が38万8,000円となっております。

続きまして、1枚はぐっていただきまして、20ページ。

7款1項2目観光費の中の14工事請負費、維持修繕工事として771万1,000円計上させていただいております。内訳といたしますと、道の駅のキュービクルを3件改修工事、また道の駅の駐車場内の区画線の設置工事が2件、ここで予算措置させていただきました。

続いて、8款1項1目土木管理費の中の備品購入費、ヘルメット購入費ということで16万9,0

00円、これは現場用のヘルメットということで、30個購入予定となっております。

続いて、18負担金補助及び交付金で、住宅リフォーム助成金80万円、これは上限20万円の補助を4件分見込んでおります。

続いて、22ページの一番上にあります、8款2項1目10需用費の消耗品として除雪消耗品120万円、これにつきましては、群馬県が散布する凍結防止剤分の経費となっております。

続きまして、次のページの23ページ、10款1項2目の12委託料、その他委託料の中の校歌校章作成委託料165万円、これにつきましては、校歌、校章につきましては、それぞれ募集しているところですが、募集提案があった中から、プロがそれに手を入れて作成する経費となっております。

続いて、25ページまで飛んでいただきまして、10款5項2目文化会館費の中の12委託料、特殊建築物定期調査業務委託料39万8,000円、これにつきましては、文化会館本体の建物の調査業務委託料ということで、これは2年に一度点検しなければならないということが決まっておりますので、ここで計上させていただいております。

そのページの一番下、給食センター費の中のLED照明設備借上料3万3,000円ですが、給食センターのLEDの照明を、一括買上げではなくてリースで対応していくということで、今回3万3,000円を計上させていただいております。

続いて、26ページ。

12款1項で償還金、地方債元利償還金で、元利償還金が2,561万円、利子償還金が561万7,000円、これはともに令和5年度借入れ分の償還金、元金、利子となっております。

説明については以上とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 質問させていただきます。

20ページから21ページにかけてなんですけれども、7款商工費の14節の工事請負費にキュービクル3件、この改修内容を教えていただきたい、どのような状態のものをどう改修するのか。

その下にあります、道の駅駐車場の駐車枠と通路の区画線設置工事というのがありますけれども、この場所を教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） 道の駅のキュービクルの改修になりますが、これは道の駅の田園プラザ内に3つのキュービクルがございまして、電気保安協会からの検査、定期検査のほうで指

摘を受けております事故電流の遮断装置、これが経年劣化しているということで、改修の必要がありますということで指摘を受けておまして、これがもし破損した状態になりますと、なにか停電等、例えば停電の復旧等あったときに、電流が、負荷が大きくなって、施設内とか施設外にも影響が及ぶ可能性があるということで、電気の改修をしてくださいという指摘を受けているものでございます。

それから、区画線については、田園プラザ内の第1、第2、第3の駐車場、県道と広域農道に囲まれている部分になりますけれども、そちらの駐車スペースの区画線と、それから2つに分かれているのはその区画線と、あと中の誘導の表示、白線で誘導というかストッパー、ストップとか停止とか矢印とか、そういうものの内容になります。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて質問してもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

別件で、23ページ、10款教育費1項教育総務費の中の12委託料165万円の校歌校章作成委託料とあります。これは165万円、この校歌と校章がセットで165万円なのか、この中で幾らかが校歌でもう幾らかが校章なのか、そのあたりが知りたいということです。

それと、この165万円という委託料が妥当であると決めた理由、それを教えていただきたい。

これ、委託するに当たってのコンセプトというのは多分お持ちだと思うんです。丸投げするわけではないと思うので。そのあたりのコンセプトを教えていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） お答えいたします。

こちらの校歌校章の作成委託料につきましてですが、11月30日、今日まで校歌、それから校章のほうを公募いたしております。現在、校歌が4件、校章につきましては小学生、中学生の作品、それから一般から1件来ておるところです。

こちらの校歌、まず校歌なんですけれども、応募していただいた作品を、小中一貫校の準備委員会に委託して審査をしていただきたいと思いますと思っております。ただ、準備委員会では専門的な方がおりませんので、そこで検討した後、専門家の方に意見を聞いたり、修正をいただいたり、それから、こちら歌詞についてはそのような対応をしたいと思っておるんですが、歌、曲については、これこそ本当に専門家の方に対応していただかなければならないということで、委託のほうをしたいと考えております。こちら小中一貫校でどの程度の検討がされるか、曲を、そのままお渡しして曲をつけてもらうのかとか、フレーズだけ考え、いいフレーズというのですか、その辺のフレーズをお渡しして歌自体を組替えていただくのかとか、そういったことで、委託内容にも幅が出てくるかと思っております。

あと、校章も、小学生、中学生、一般の方から頂いたものを、準備委員会でやはり検討して、何点かにまとめるとか、1点に絞るとか、そういったものが必要になってきますが、その後はやはり専門家の方に図案を修正していただいたり、あと校章だけではなくて、応募していただいた図案を、校章のほかのワッペンとか、ボタンのデザインとか、そういったものに流用もできるのではないかという意見も出ていますので、そちらについても検討をしていただくということで、こちらの見積り額については、業者を選定して見積りをということではなくて、お話を何件か聞かせていただいたんですが、その中で、そういった対応のできる金額というのですか、それで設定をしたところでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第77号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月5日の会議は、議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催しますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時00分散会